令和3年度第7回花巻市教育委員会議定例会 議事録

1. 開催日時

令和3年6月28日(月)午前10時~11時2分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 大会議室

3. 出席者(6名)

教育長 佐藤 勝

委員 中村 弘樹

委員 熊谷 勇夫

委員 役重 真喜子

委員 衣更着 潤

委員 中村 祐美子

4. 説明のため出席した職員

教育部長 岩間 裕子

教育企画課長 小原 賢史

学務管理課長 八重畑 亘

学校教育課長 佐々木 健一

こども課長 大川 尚子

文化財課長 平野 克則

5. 書記

教育企画課 課長補佐 畠山 英俊 総務企画係長 瀬川 千香子 総務企画係 主事 荒木田 美月

6. 議事録

〇佐藤教育長

只今から、令和3年第7回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。

会議の日時、令和3年6月28日、午前10時

会議の場所、石鳥谷総合支所 大会議室

日程第1、会期の決定でございます。本日一日とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

〇佐藤教育長

「異議なし」と認め、本日一日と決定いたします。

日程第2、議事に入ります。議案第13号「花巻市教育振興審議会委員の任命・解任に関 し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明を求めます。小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

議案第13号「花巻市教育振興審議会委員の任命・解任に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。花巻市教育振興審議会は、教育行政の基本的施策に関し必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として設置された審議会であります。

本審議会の委員につきましては、花巻市教育振興審議会条例第3条第1項の規定により、教育関係者、識見を有する者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから15名を 委嘱しております。

委員の任期は2年でありますが、現在任命しております委員の一部について、関係団体の役員改選により異動が生じましたことから、後任の委員を任命しようとするものであります。

議案書の1ページと議案第13号資料を併せてご覧願います。新たに任命しようとする委員について、ご説明申し上げます。永井紳逸氏、73歳、花巻市教育振興運動推進協議会監事であります。同協議会の役員改選により、新たにご推薦いただいたものです。高橋祐也氏、43歳、花巻市PTA連合会副会長であります。同連合会の役員改選により、新たにご推薦いただいたものであります。

任期は、花巻市教育振興審議会条例第3条第2項ただし書の規定により前任者の残任期間となりますことから、令和5年4月30日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略 し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇佐藤教育長

ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。 お諮りいたします。議案第13号「花巻市教育振興審議会委員の任命・解任に関し議決を 求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

〇佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第13号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第14号「花巻市博物館協議会委員の任命・解任に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案の内容の説明を求めます。小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

議案第14号「花巻市博物館協議会委員の任命・解任に関し議決を求めることについて」 をご説明申し上げます。花巻市博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずる とともに、館長に対して意見を述べるため「花巻市博物館条例」第11条の規定により設置 している協議会であります。

協議会は、条例第11条第2項及び第3項の規定により、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者10名で組織しておりますが、令和3年度定期人事異動により、佐藤努委員が退職したことに伴い、同委員を解任することのほか、後任の委員の任命に関し議決を求めるものであります。

議案書の2ページと議案第14号資料を併せてご覧願います。新たに委員に任命しようとする者は、沼田弘二氏、57歳、花巻市立石鳥谷中学校校長であります。

任期は、条例第11条第4項ただし書の規定により前任者の残任期間である令和3年7月1日から令和4年6月30日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇佐藤教育長

只今、事務局より説明がありました。本件も人事案件でありますので、質疑討論を省略 し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

お諮りいたします。議案第14号「花巻市博物館協議会委員の任命・解任に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第14号は原案のとおり議決されました。

日程第3、報告事項に入ります。事務局から報告をお願いいたします。岩間教育部長。

○岩間教育部長

それでは、令和3年第2回(6月)花巻市議会定例会の教育関係事項についてご報告を させていただきます。

まず、資料No.1のI、教育関係行政報告でございますが、教育委員会の所管事項といたしまして、花巻市教育大綱の改定についてご報告をしております。

市長からの報告になりますが、内容につきまして、資料4ページに行政報告ということで添付してございます。大まかに申し上げまして、第2期花巻市教育振興基本計画の内容を踏まえました花巻市教育大綱の対象期間が令和2年度末をもって満了することに伴い、令和2年度において3回開催した総合教育会議の場で協議を重ねて、本年3月28日に花巻市教育大綱(改訂版)を策定したこと、また、その内容につきましては、第3期花巻市教育振興基本計画を集約したものであることを報告しております。

続きまして、一般質問でございますが、教育行政につきましては、登壇議員12名中5名の議員から下記事項について質問がございました。この5名につきましては、教育長からの答弁になっております。また、教育長答弁ではございませんが、2名の議員から花巻市図書館の整備についての質問があり、一部、教育委員会の内容が含まれておりますので、本日別刷りで2枚、資料として配付しておりますので、後ほどご説明させていただきます。

それでは、内容につきまして、かいつまんでご説明いたします。一般質問答弁書を添付 しておりますので、ご覧ください。

はじめに、伊藤源康議員のご質問は、教育振興について2点ございました。1点目の小中学校における障がい児等の就学状況及び対応については、車椅子を利用する児童生徒の就学実績についてのご質問で、令和2年度は小学校に1名在籍しておりましたが、当該児童の卒業により、令和3年度は在籍していないこと。また、医療的ケアを必要とする児童生徒の就学実績について、令和2年度は小学校2校に2名、令和3年度は小学校3校に3名が在籍しており、看護師資格を有するふれあい共育推進員を児童1名に対し1名配置しているという状況をご説明いたしました。ただ、全県的に看護師資格を有する人材の確保が課題であり、本市においても、現状では確保できているとはいえ、看護師資格に加えて教育職員としての適性も見極めることが大切であることから、人材確保については極めて難しい状況にあるということで、今後、学校関係者や福祉関係機関から情報を得て、人材の掘り起こしに努めていきたいということを答弁いたしました。

2点目の小中学校のバリアフリー化についてでございます。令和2年5月に、いわゆる「改正バリアフリー法」が、そして昨年10月に「同法施行令の一部を改正する法律」が公布されました。公立小中学校が一定規模以上の新築や増改築等を行う場合に、バリアフリー基準への適合が義務づけられる特別特定建築物に追加され、本年4月1日以降に新築等を行う場合は、改正後の法令の対応が必要となったほか、既存施設についてもバリアフリー基準への適合が努力義務とされたことから、文部科学省から、公立小中学校等における

バリアフリー化について、令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標が示されております。この推進のため、肢体不自由等の障がいを持つ児童生徒が就学中、又は就学予定の学校で、エレベーターや自動ドア、スロープ等のバリアフリー化などを行う場合の「障害児等対策施設整備工事」については、令和3年度予算から、補助率を3分の1から2分の1に引き上げるなどの支援策が示されていることをご説明したうえで、花巻市立小中学校のバリアフリー化の現状等についてご説明をしております。

一つ目の「車椅子使用者用トイレ」は、災害時の避難所に指定されている学校での整備率を、原則100%とする目標に対し、対象となる学校は25校であり、このうち8校の校舎、6校の体育館で多機能トイレを整備済みであり、校舎・体育館のいずれも整備済みの学校は3校であること。本市においては、小中学校への「洋式便器」の導入を積極的に進めてきた結果、便器の洋式化率は全国、県の整備率を大きく上回る状況にありますが、多機能トイレの整備については、施設のスペース不足等により整備が十分に進んでいない現状にあることから、防災担当部署と十分協議したうえで、整備について検討していくと答弁いたしました。

二つ目の「スロープ等による段差解消」については、全ての学校を対象に原則100%の整備目標となっており、現在の整備状況は、校門などの敷地境界から建物の前までが校舎・体育館とも全校で整備済み、昇降口や玄関などの出入口から教室等までが11校の校舎、8校の体育館で整備済みであり、未整備校においては、小修繕や既製品による対応を含めた整備を計画していくと答弁いたしました。

三つ目の「エレベーター」については、要配慮児童生徒等が在籍している学校において、原則100%とする整備目標でございますが、現時点で配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍している学校がないことから、今後入学等の見込みがある場合には、柔軟かつ適切な対応に努めていくと答弁いたしました。

また、桜台小学校の長寿命化改修につきましては、エレベーターや多目的トイレの新設のほか、スロープの設置など、国の基準に即したバリアフリー化についても対応する予定であると答弁したところでございます。

次に通告3番、照井省三議員でございます。新型コロナウイルス感染症についてという ことで、2点のご質問がございました。

一つ目の小中学校及び幼児教育・保育施設における感染症対策の現状につきましては、令和2年12月議会で同議員への一般質問にお答えしておりますとおり、教育委員会で定めた「臨時休業(休校)等の基本的な対応表」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染状況を5つのステージに分類して対応することを継続していることを申し述べました。以下は12月の答弁と重複することから、説明を割愛させていただきます。

12月以降の追加分として、教職員については、市職員と同様に、同居家族以外との会食の自粛や外出については、県外はもとより、県内における移動においても慎重に対応するよう通知していること。今後、夏場に向けて、熱中症対策を踏まえたマスクの着用、エア

コン使用時における換気の実施、水泳の授業時において密の状況をつくらない工夫などについても実施していくことをご説明するとともに、今後も市内小中学校における集団感染を避けるための取組を徹底して行うほか、各家庭にも感染予防、感染対策の協力を継続して呼びかけていくと答弁いたしました。幼児教育・保育施設の追加対応につきましては、不織布マスクの推奨、職員の行動歴の記録や行事等での保護者を含む検温の実施、入所児童や職員またはその家族がPCR検査を受検する情報を速やかに教育委員会と情報共有すること。国の令和2年度第3次補正予算を活用した「児童福祉施設等感染拡大防止事業」の実施であり、本事業につきましては、花巻市法人立保育所協議会役員との意見交換会や市内園長会議で情報共有を図っていると答弁いたしました。

二つ目の保育施設において園児、保護者及び職員に陽性者が出た場合の対応については、令和3年4月21日付で作成した「保育園等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」と題した対応のフロー図について、感染確認から保育園の再開までの期間が短いのではないかとのご質問でございました。これにつきましては、このフロー図について、実際に感染症が発生した場合は、感染者数や職員の罹患状況など事案により状況が異なること、PCR検査の実施による濃厚接触者等の特定、あるいは施設休園等の判断など、保健所の指導に基づく対応が必要であることから、一つのモデルとして各施設にお示ししたものでありますが、各施設においては、一定程度このフロー図をもとにシミュレーションを行うことが想定されることから、分かりやすい表現に改めたフロー図を、市が6月14日付で各施設に通知した旨、答弁いたしました。

また、クラスター発生防止の観点から、市内の小中学校及び幼児教育・保育施設等に従事する職員に対する新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を、高齢者に次ぐ優先順位で実施することについて、検討を行っていることを併せてご説明したところでございます。

次に通告8番、照井明子議員でございます。学校給食費無償化についてのご質問でございます。学校給食費への補助、無償化につきましては、これまでも照井明子議員からご質問をいただき、回答もそれ以降大きく変わるものはございません。学校給食は学校給食法上、努力義務とされておりますが、花巻市においては、学校給食を義務教育諸学校における教育の目的を実現するため、また、児童生徒の健全な発達を図ることを目的に、市内全小中学校の児童生徒に対して実施しており、その運営費は、本年度の当初予算で9億1,279万1,000円、このうち賄材料費は3億9,366万8,000円であると説明いたしました。一部補助を実施している岩手町の1食当たり45円の補助事例を参考に試算すると、補助額は1人当たり年間約7,500円、市全体で年間約5,019万円、半額補助の場合は約1億9,700万円、全額無償の場合は、年間約3億9,400万円となること。また、多子世帯への補助として、第3子以降を、所得要件を考慮せずに全額無償とした場合は約1,726万円、第2子以上を無償化した場合は、約9,470万円となることを説明したうえで、学校給食費の補助や無償化を実施した場合、当該経費を固定経費として長期間にわたり負担することとなり、経常的に市全体

の財源を圧迫することが懸念されるほか、経済的に困窮していない世帯に対し、学校給食費の補助や無償化を実施することが、広く市民の理解を得られるかという点が課題になること。今後、学校の長寿命化やICT機器等の整備、学校給食施設の老朽化対策等の大規模事業の実施が必要不可欠であり、教育委員会としては、優先的に財源を投じる事業を精選していく必要があると考えている旨、答弁するとともに、生活困窮世帯に対する支援制度について、今後の経済状況を考慮し、真に支援を必要とする方へ必要な支援が届くよう、認定基準の見直しを検討していくと答弁いたしました。

現在、学校給食事業は、ハード面で大きな課題を抱えており、特に建築から30年を超えた施設については、老朽化に伴う修繕が多発し、再編や新設の必要性が高まっていること、大型備品等の再整備について検討が必要な時期を迎えており、多額の予算が必要となることが想定され、今後も安全安心な学校給食を安定的に継続するためにも、賄材料費である学校給食費につきましては、これまでどおり受益者である保護者に御負担をいただきたいと考えている旨、答弁いたしました。

次に通告11番、菅原ゆかり議員でございます。奨学金返還補助制度の拡充について、(1)から(3)の3点についてのご質問がございました。このうち(2)、(3)につきましては、内容といたしましては、市への定住促進の手法として、奨学金返還補助制度を利用することについてのご質問でありますが、教育長が答弁したものになります。

1点目の現在の取組について、「ふるさと保育士確保事業補助金」は、市内認可保育園 等で勤務している保育士に奨学金の返還金の半額を補助するもので、交付対象者数は、令 和元年度5名、令和2年度4名、令和3年度4名。「ふるさと奨学生定着事業補助金」 は、市内大学を卒業後、市内に居住している方に奨学金の返還金の半額を補助するもの で、交付対象者数は、令和元年度2名、令和2年度3名、令和3年度5名。「介護人材確 保事業補助金」は、新卒で市内の対象介護サービス事業所等に就職し、対象資格に基づく 業務に5年以上継続して従事する予定の方に奨学金の半額を補助するもので、交付対象者 数は、令和2年度1名、令和3年度1名。「助産師等確保支援事業補助金」は、市内の産 科医療機関の助産師又は看護師として就職し、就職後2か月以上1年以内の方であって、 同一の産科医療機関に3年以上勤務する意思のある方に奨学金の半額を補助するものです が、まだ交付対象がいない状況であること。「はなまき夢応援奨学金」は、大学等を卒業 後に市内に居住する意思を持つ方で、生活保護世帯、児童養護施設入所者、ひとり親家庭 で非課税世帯、特別支援学校高等部在籍者、独立行政法人日本学生支援機構給付奨学金採 択者のいずれかに該当する方を対象にした返還免除型奨学金で、返還期間中のうち、市内 に居住する期間の返還を全額免除するものでございますが、これにつきましては、平成29 年度の創設から4年を経過しても利用者が4名にとどまっておりましたことから、令和3 年度から貸与要件を先ほどの条件に緩和したものでありまして、これにより、令和3年度 の採用者は16名となったことを説明いたしました。

今後の取組については、国が示している「奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱」

に基づく取組を行う場合は、学校等卒業後の居住地域を当該市町村の区域内とすること及 びその居住期間を定めることが要件とされており、現行の「ふるさと保育士確保事業補助 金」「介護人材確保事業補助金」「助産師等確保支援事業補助金」につきましては、返還 補助の要件として、花巻市内の事業所等に就職することを要件とする一方で、市内に居住 することは要件としていないこと。「ふるさと奨学生定着事業補助金」及び「はなまき夢 応援奨学金」については、返還期間中に花巻市に居住していることを要件としているもの の、その居住期間を定めていないことから、いずれも国が示している「奨学金を活用した 若者の地方定着促進要綱」の対象要件には該当しておらず、これらを国の制度に合致させ るためには、各制度に市内に居住すること及びその居住期間を、新たな要件として加える 必要があり、「はなまき夢応援奨学金」の利用意向調査においては、当該奨学金に「応募 しない」とした理由として「就職活動を市内居住縛りにしたくない」、「卒業後に市内に 居住する予定がない・現時点で決められない」と回答されたされた方が多数おり、卒業後 の居住要件があることが、奨学金制度そのものを利用することをためらう原因になるとい う側面を有しているといえることから、既存の奨学金返還補助または免除制度は、現行制 度を継続して実施していく一方で、国の制度を新たな制度として創設することについて も、若者の地方定着に係る施策の一つとして効果が期待されることから、今後、「まちづ くり」や「定住促進」といった総合的な視点で、部局を横断して検討を重ねていくことが 必要であると答弁いたしました。

次に、代理返還制度を活用した「企業による奨学金返還支援制度の周知について」は、企業が独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金を受けていた社員である奨学金返還者に対して、返還額の一部または全額を支援するものであり、これまでは企業から社員である奨学金返還者に直接支援する方法をとる必要がありましたが、同機構が令和3年4月1日より、企業から同機構に直接送金する、いわゆる「代理返還制度」を認めたものであり、奨学金返還者の税金や社会保険料の負担増がないこと、また、企業にとっても社会保険料の負担増がないなどのメリットが期待されるものでございますが、企業による奨学金返還支援制度の導入については、主に人材確保の観点から各企業が財務状況などを勘案したうえで、それぞれの企業が個々に判断するものと認識しており、制度の周知については、商工観光部において、企業訪問などの機会を捉えて啓発に努めていくと伺っていると答弁いたしました。

次に通告12番、藤井幸介議員でございます。児童生徒の健康についてということで大きく2点ありまして、一つがタブレット端末やスマートフォンの使用による健康への影響についてということと、もう一つが新型コロナウイルス感染症流行に伴う、児童生徒のストレスの状況についてでございました。

1点目の一つ目、市内の児童生徒の近視の割合についてのお尋ねでございますが、令和 2年度の視力検査の結果では、視力が1.0未満であった児童生徒の割合は、小学校が 42.0%、中学校が48.0%、過去5年間の平均は小学校が38.9%、中学校が49.2%で、小学 校においてはやや増加傾向にあり、中学校においてはおおむね横ばいという状況でありますが、視力は1.0未満であった児童生徒が、近視か遠視かなどの診断については、眼科医の診断による必要があるため、正確なデータは把握できていない状況であると説明しております。

ICT機器の利用による視力への影響と、電子機器の目にやさしい使用方法に係る指導につきましては、前回、盛岡議員の一般質問に対する答弁と同じ内容となっておりますので、ここでは説明を割愛させていただきます。盛岡議員への答弁に追加する事項といたしまして、現在、タブレット端末使用に係る留意事項を子どもたちが理解しやすいように記述した「タブレット利用上のルール」を作成していることをお伝えしたところでございます。

二つ目、電磁波の影響及び対策については、強い電波が人体に与える影響として「熱作用」があり、その値が一定量を超えると、体温上昇によるストレスが発生するなど、人体に有害な影響が現れる可能性があると言われておりますが、我が国では電波の利用に関し、総務省が定める「電波防護指針」に従った規制が導入されていることから、WHOも国際的なガイドラインを下回る電波の強さにより健康に悪影響を及ぼす証拠はないとの見解を示しており、児童生徒への健康面に悪影響を与えるものではないと認識しておりますが、急速に進展するICT化が子どもたちに及ぼす影響については、大切な視点であると考えることから、電磁波による健康被害に関する情報について、注視していくと答弁いたしました。

2点目、新型コロナウイルス感染症流行に伴うストレスの状況についての一つ目、学校生活の様子については、確かに従前と異なる行動の自粛や様々な活動の制約はあるものの、多くの児童生徒が大きな悩みやストレスを抱えているとの報告は受けていない状況にあり、昨年度の10月に小学校5年生と中学校2年生を対象として実施した岩手県小中学校学習定着度状況調査の児童生徒質問紙調査では、「学校に行くのが楽しいと思いますか」という設問に対し、小中学校ともに87%の児童生徒が肯定的な回答をしており、小学校は4%、中学校は1%、前年度を上回る結果となっていること。「自分にはよいところはありますか」という自己肯定感に係る設問についても、肯定的な回答が小中学校ともに昨年度を上回る結果となっていること。昨年度の不登校または不登校傾向児童生徒の状況においても、一昨年度に比べ、小学校は7名、中学校は4名少なくなっている状況にあり、市内児童生徒の多くは、大きな悩みやストレスを抱えることなく、比較的落ちついた状況で学校生活を送ることができていると捉えていると答弁いたしました。

二つ目、ストレス解消方法などの指導については、児童生徒がストレスを抱えることがないよう、感染症対策を徹底しつつ、児童会や生徒会が中心となった行事の実施、農業体験や校外学習などの体験学習、外遊びの奨励や遊び時間の確保、協働的な授業の実施等、可能な限り通常の教育活動を実施していることで、多くの子どもたちが大きなストレスを抱えずに学校生活を送ることができている状況にあるものの、一方では、友達や教職員に

自分の悩みを話すことができず、ストレスを抱えてしまう子どもたちが潜在化していることも想定されることから、校内での教育相談体制を組織的・計画的に整備し、各種アンケートの実施や面談等により児童生徒のストレス状況を把握し、心身の状況に応じてきめ細かな対応や指導ができるよう留意しているほか、学校配置のスクールソーシャルワーカーや生徒支援員とも連携して、児童生徒の日常観察や情報共有を行い、必要に応じて保護者と相談のうえ専門医につなげたり、臨時休業措置をとった場合は、県の協力を得てスクールカウンセラーを派遣したりするなど、チーム学校として組織的に対応していること、ストレス解消方法の指導として「心のサポート授業」で心身がリラックスできる呼吸法やストレッチ体操の仕方など、日常的なストレス解消方法も指導していること、またストレスを抱えたときのSOSの出し方や、ストレスを抱えた友達に相談された場合のSOSの受け止め方についても指導している旨、答弁したところでございます。

次に、別刷りの伊藤盛幸議員のご質問で、新花巻図書館の整備について、数点のご質問のうち5点目で、花巻市社会教育委員の位置づけについて、社会教育委員や教育委員会との距離感についてのご質問でございましたが、現在準備を進めている基本計画は、市の中央図書館として役割を担う施設の基本方針を定めるものであることから、「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること」に該当するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1項に定める、教育長に委任することができないものに該当することから、教育委員会議において、基本方針が策定される場合においては、議決を得るべきものと考えているという答弁をしております。

次に、阿部一男議員の新花巻図書館の整備についてのご質問で、3点目に、学校図書館との連携についてというご質問がございました。新しく建設を考えている新花巻図書館について、中央館の役割として、学校に司書を派遣すること、授業への図書活用を図ることや、児童・生徒に図書や図書館への関心を高めてもらうために、読書指導や図書館見学などの受入れを行うことを記載しているという答弁になっております。また、現在開催している新花巻図書館整備基本計画試案検討会議において、具体的にどのような連携の形が児童・生徒にとって最も望ましいのかという視点をもって検討を進め、基本計画に反映させていくという答弁が行われております。

次に、資料No.1の2ページ目にお戻りいただきたいと思います。Ⅲ議案審議についてご報告させていただきます。条例につきましては2件ございます。

花巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と、花巻市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも、上位法の改正が行われたことによる文言の整理を行ったものでございます。文言の整理の内容につきましては、右上に(議案第63号資料その2)とあります新旧対照表をお配りしておりますが、具体的な内容ではなく、文言の整理が行われたものでございます。

次に、2の令和3年度一般会計補正予算(第4号)でございます。

歳入の民生費県補助金(保育所等環境整備)でございますが、歳出の保育施設環境整備 支援事業につながる内容でございます。保育所等の環境整備費補助金を活用いたしまし て、市内6園の保育園に対し、岩手県産の木材を活用した遊具等の購入経費の補助を行う ことになっております。

歳入の雑入(保育所運営費返納金)でございますが、本年度4月2日に委員各位にFAX等でご連絡をさせていただいた内容でございますが、令和元年度・2年度におきまして、保育所運営費の過支給があったということで、これについて当該園からの返納金が計上されているという内容でございます。

歳入の教育費国庫補助金(文化資源活用)でございますが、歳出の展示活動事業に関係するものでございます。内容といたしましては、国の補助金が採択されたことに伴い、補助要件となっている展示パネルの多言語化、展示内容の充実を図るということで、歳出にも予算を計上させていただいているものでございます。内容といたしましては、「ブドリのイーハトーブ災害ノオト」ということで、昨年度、震災10年目での開催を予定していたものですが、コロナ禍の影響により、1年繰り延べるということで実施するものでございます。

歳出の一般行政経費(児童福祉)の関係でございます。1,826万6,000円を計上しておりますが、これにつきましては、先ほど歳入の雑入でお話をさせていただきました過支給に係る部分を、このようなミスをなくしていこうということで、これまでの人的な作業からシステムを導入するための金額等になります。

次に、3の報告でございます。令和2年度一般会計繰越明許費の繰越しについてでございます。保育所保育環境充実事業につきましては、湯口、太田、上瀬の各保育園の耐震補強工事について、工事に一定の期間を要するということで繰越しするものでございまして、事業完了は6月末を予定しております。

小学校施設維持事業につきましては、湯本小学校の非構造部材の耐震化ということで、 教室の照明の変更、それから建具の倒壊防止の事業になりますが、これにつきましては、 国の追加交付に対応するための事業の遅れということで、9月末日の完了予定となってお ります。

中学校施設維持事業は、東和中学校の非構造部材耐震化ということで、体育館の照明の 付替え作業になるものでございます。これについても小学校と同様でございます。

小学校学習用端末整備事業、中学校学習用端末整備事業につきましては、GIGAスクール構想に基づく1人1台のタブレット端末の整備ということで、これにつきましては、機器そのものの調達はできていたわけですが、1台1台に設定作業がございまして、その設定作業に時間を要するということで、6月末まで繰越しをすることになっております。小学校の学習用端末は3,996台、中学校の端末は2,374台、合わせて6,370台の設定が現在行われており、予定どおり6月末には全て終了する予定で進んでおります。

学校給食センターの熱中症対策事業につきましては、固定式のエアコンを設置するとい

うことでございましたが、機器の納入に時間を要したということで、5月11日に完了済みでございます。固定式のエアコンにつきましては、矢沢給食センターに1台、宮野目給食センターに2台の計3台を設置するという内容でございます。

次に、請願でございます。岩手県教職員組合花北遠野支部から議会に対し、教職員定数 改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求めることについてという請願が提出され たものでございます。6月25日、文教福祉常任委員会が開催され、説明員として出席し説 明を行ってきましたが、議会での審議につきましては7月1日(木曜)、最終日に行われ る予定になっております。

先ほどご説明いたしました、令和3年度一般会計補正予算(第4号)につきましては、 当部の予算とは直接の関係はございませんが、第4号補正自体については、附帯決議が出 されまして、議決されております。内容といたしましては、8款4項1目の都市再生推進 事業費、いわゆる駅の橋上化案の調査費2,603万2,000円の予算について附帯決議がなされ ている状況でございますので、併せて報告させていただきます。以上でございます。

○佐藤教育長

只今の報告について、質疑のある方はございませんか。役重委員。

〇役重委員

2点お伺いします。照井明子議員の一般質問答弁で、就学援助費について、制度の認定 基準について見直しを検討していくというお答えがあるのですが、どのように具体的に検 討していくことで考えていらっしゃるのかというのをお聞きしたいのが1点です。

それから、伊藤盛幸議員の一般質問ですが、図書館の関係で教育委員会との距離感というお話だったと思います。答弁にある教育委員会と教育長の委任関係というのは、もちろんここに書いてあるとおりなのですが、おそらく、より重要な点は、教育委員会から市長部局に事務の補助執行をさせているということになりますので、補助執行に際して、補助執行させた側と受けた側の連携が、問われているのではないかと議会を聞いていて思いました。具体的には、要するに市長部局で今検討をされているわけで、いきなり膨大な中身が説明になって、それを議決してくださいと言っても難しいわけですので、平時から補助執行関係の中で、委員会はともかくとして、事務局である生涯学習部局が日常的にこの業務に関して情報共有ができているかとか、連携ができているかというところが、これから問題になっていくと思いますが、実態がわかりませんので、確認させていただきたいと思います。

〇佐藤教育長

岩間教育部長。

○岩間教育部長

お答えいたします。まず、照井明子議員のご質問に対する、就学援助の見直しの関係でございますが、現在、要保護世帯についての認定は、生活保護世帯の1.3倍を基準としており、県内、市では1.3が通常の数値となっておりますが、できれば、1.4、1.5に引上げられ

ないかというシミュレーションをしており、これに基づいて、これから財政当局等との協議をしていきたいと考えております。財源的には今、手元に資料がございませんが、非常に多額になるとは見込まれない状況でございます。今申請を出してきた方で、1.3を超えて不採択となっている方を見ますと、それほどの人数ではないと思っておりますので、教育委員会としてはこの部分を拡張・拡大していきたいと考えており、これから協議をしていきたいと思っているところでございます。

それから、伊藤盛幸議員のご質問の、事務局レベルでのやりとりの状況でございますが、どこまでお話ができるかというところもありますが、具体的に申し上げますと、新花巻図書館計画室としての組織変更があり、それまでの、例えばどこに建てるか等のレベルのお話をしていたときに比べ、計画室の作業も図書館の内容に変わってきているということで、4月以降、従前に比べて非常に頻度高く協議ができていると思っております。教育長含め、様々御意見を申し上げる機会も増えておりまして、連携が従前に比べて非常に良くなってきていると思っておりましたので、内容について様々意見を申し述べさせていただいているという状況でございます。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

生活保護基準に関してはご案内のとおり、数年前にかなり大幅な引下げがありましたので、やはり就学支援に関しては、その基準に上回って引上げていくことは非常に大事なこと、適正な検討ではないかと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

それから、補助執行ですが、制度の本来予定しているところは、おそらく、例えば入札 事務であるとか、公共施設の管理関係であるとか、一括して市長部局に補助執行してもらったほうが合理的ということを想定しているわけですが、図書館の中身になってきたときに、各方面に説明しなければならないということもあり、担当課は大変だろうと思います。本当に市長部局に補助執行させていることが合理的かということも、いろいろと考えながら進めていかなければいけないのではないかと思っています。連携がとれているということですので、今後とも情報共有をお願いしたいと思います。

〇佐藤教育長

ほかにございませんか。中村委員。

〇中村弘樹委員

藤井幸介議員の質問の関連ですが、5月に新型コロナウイルス感染症に感染した子どもは、現在は後遺症等なく普通の生活に戻っているのでしょうか。

○佐藤教育長

岩間教育部長。

○岩間教育部長

その後、学校から特にその子どもの健康状態について心配される情報は入ってきており

ませんので、通常どおりの健康状態に戻っていると思っております。

○佐藤教育長

その他ありませんか。質疑を打切ってよろしいでしょうか。

(はい)

○佐藤教育長

なしと認め、只今の報告に対する質疑を終結します。

次の報告、教育委員会関連行事につきましては、お手元に配付いたしました日程表によりまして報告に代えさせていただきます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日の教育委員会議は、これをもって 閉会といたします。大変お疲れ様でした。